

～平成 25 年 2 月静岡県議会定例会 に対する質問～

質問者：東堂 陽一

質問日：2013/3/5 1 番目

会派名：自民改革会議

1 浜岡原子力発電所の再稼働について

(1) 知事が考える再稼働の条件

【質問要旨】

原子力規制委員会は、今後、新たな原子力発電所の安全基準を示した上で、審査により安全性が確認されたものは再稼働させるとしている。

中部電力の取組む様々な安全対策のうち、津波対策は25年度中には完了する。知事は、「浜岡原子力発電所の再稼働については現時点では判断できない。」としているが、電力の安定供給や地球温暖化対策等を考慮すると、再稼働の是非の判断を求められる日はそう遠くない。

その際、再稼働の条件について、知事は県としての統一見解を示しておくべきと考えるが、所見を伺う。また、発電所敷地内への使用済燃料の乾式貯蔵施設の建設を再稼働の条件のひとつと考えているのか、併せて伺う。

【知事答弁】

東堂議員にお答えいたします。

はじめに、浜岡原子力発電所の再稼働についてのうち、私の考える再稼働の条件についてでございます。原発の再稼働につきましては、全国一律で考えるのではなく、各電力会社の原発依存度が違いますので、各電力会社毎に考えるべきであるというのが私の基本的スタンスでございます。

浜岡原子力発電所の運転につきましては、何よりも安全を最優先するという方針で臨んでまいりました。そして安全性の担保されない限り、再稼働はあり得ないと一貫して申し上げてまいったところでございます。

浜岡原子力発電所を取り巻く状況を見ますと、第一に津波対策工事が継続中でございます。18メートルの防波壁は完成いたしました。しかしながら、最大で19メートルの津波が襲ってくる可能性があるとして発表されましたので、22メートルの防波壁の増築、並びに、箆川、新野川の盛土もさらに高くされていると、このような試みに対しては高く評価しているものでございます。

また、一方で、オフサイトセンターが、原発事故が起こった際はそこが現場の本部となりますが、2.3kmのところにあるので用を成さないことから、移転しなくてはなりません、移転を完了していません。そして、使用済み燃料の問題が解決されておられません。

さらに、原子力規制委員会におきましては、地震・津波対策に加えて、テロを含む過酷事故への対策を求める新たな安全基準を検討されておりまして、この基準がクリアされねばなりません。少なくともこうした状況や課題を解決するのに、向こう2、3年は最低でもかかるというふうに見込まれます。したがって、現段階では再稼働はできないという判断しております。

なお、使用済燃料の乾式貯蔵施設につきましては、この乾式貯蔵施設というのは、現在ございま

す3、4、5号の既設の使用済燃料プールにおきまして一定期間、7年程度以上冷却した使用済み燃料を、装荷しまして、建屋に収納するというものでございます。これには、除熱、閉じ込め、遮蔽、臨界防止と、極めて難しい、技術的課題がございます。これにつきまして、中部電力の方は、平成20年12月に建設の計画を発表されました。その貯蔵量は約4,000体を考えられているようでございます。しかし、現在、3、4、5号機に、2号機も含めて、ございます燃料体の数は9,000本弱です。そのうち使用済燃料は、6,575体でございます。従って、それが全部入れる容量はございません。この使用済燃料の乾式貯蔵施設は、六ヶ所村に持って行く前の仮置き場として、今、計画されているものでございますが、六ヶ所村の見通しがたっていないという状況でございます。しかしながら、使用済燃料の乾式貯蔵施設は、冷却に電力や水を必要といたしません。また、使用済燃料貯蔵プールに比べまして、災害に強い施設であると認識しておりますので、再稼働の是非にかかわらず、安全性を高めるという意味から、必要な施設であると考えております。

【再質問要旨】

安全が担保されれば県民の意見を聞いてその時点でどうするか判断したいということだが、安全とは何かということが統一見解で示されているか伺う。

【知事答弁】

原発の再稼働の条件に関する再質問にお答えをいたします。

先ほども知事が答弁いたしました様々な安全に関わる課題というのが現在もございます。それから加えまして今年の夏にですね、原子力規制庁の方で新たな安全基準というのを出してきました。それから今はまだ全く基準等は議論されていませんけれども、東海・東南海・南海が連動する三連動あるいは南海トラフの巨大地震の地震動、地震の揺れに対する安全性というような基準も出てまいります。

これらの基準について事業者の方で対策を講じ、なおかつ国が安全であると判断することが大前提だというふうに考えています。それが判断があった後に、県としても独自に防災・原子力学会議あるいは分科会等の委員の方々による科学的な検証を経た上で、安全性が確保されているかどうかというのを判断すべきものだと考えております。

(2) 再稼働における県の関与

【質問要旨】

原子炉の運転に関する法的な権限は、国にあるものと承知しているが、国が再稼働の判断をする際に、知事は、どのように関与していくべきとお考えか。

仮に、国から再稼働に関する判断が示され場合、知事は何を根拠にどのような過程を経て、県としての判断をされるのか伺う。

【知事答弁】

続きまして、再稼動における県の関与についてであります。

原子力発電所の再稼動に関する法的な権限は国にございます。しかし、万が一事故が発生した場合には、多くの県民の生命や財産を危険にさらすこととなります。

そのため、国が再稼動を判断する際には、県民の意向を十分に尊重し、対応していただくように求めてまいります。

その県民の意向の表明のひとつは住民投票であると考えております。しかし、住民投票をする前にすべきことがございます。

一つには、浜岡原子力発電所は内閣総理大臣の要請により停止いたしました。したがって、仮に運転再開をするということになりましても、原子力規制委員会が策定する新しい安全基準のもとで国が安全であると判断することがまずは大前提となるでしょう。

私どもといたしましては、県民の安全、安心を守る立場から、国及び事業者に対して詳細な説明を求めるのはあたりまえでございますけれども、一方で、すでに私どもは福島原発の事故の以前から、県防災・原子力学術会議を設置しております。そこにこの親委員会のもとに、子の委員会が1つございまして、さらに津波対策分科会、そしてまた原子力の経済性等の検討委員会等ございまして、原子力関係だけでも4つ、さらに富士山の火山・地震対策を入れますと5つございます。この国における規制委員会が5人ということでございますけれども、我々の方はざっと勘定しただけでも30人くらいのレベルとしては規制委員会の先生方に勝るとも劣らぬ方々がいらっしゃっております。こうした方々を中心に科学的、技術的な観点から検証を行いまして、安全性に対する二重、三重のチェックをしてみらねばなりません。

その検証結果はそれまでもそうございましたように、県民に全てオープンにいたします。そうしたことを踏まえた上で、県民の皆様の御意見を伺う機会を設けると、そのうちのひとつの手段が住民投票であろうというふうに考えておりますが、議員の見通しと違いまして、私は再稼動の是非についての判断を求めるのは、そう遠くない将来だとは思っていません。まだ十分に間に合うと、時間があるというふうに思っています。一般論として、エネルギーの安定供給はどうか、あるいは原発の停止した場合の経済への影響はどうかということはあると思いますが、日本全体ではなく、各電力会社のもっている電力の構成が違います。関電あるいは四国、九州では原発依存度が2009年段階で5割です。うちでは1割です。日本の中の電力会社で一番低うございます。この間にエネルギーの地産地消を進めることはできますし、また分散自立型エネルギーの今太陽光等を中心にしまして、精力的にそのエネルギーの地産地消化をはかっている最中でございます。そうした意味で9つの原発を持っている電力会社の中で本県が最も安全性を考慮し、かつ判断を求めるのにすぐということではないというそういう判断をもっております。

いずれにしても県民の皆様の意見を伺う機会を設けまして、再稼動の是非について判断をするという段取りになると考えております。

2 津波対策について

【質問要旨】

県警が実施した津波避難意識調査の結果によると、津波避難訓練への参加状況が住民の31%となるなど思いのほか低く、このような実績を見逃すことはできない。

沿岸部の住民に対して、ある程度強制的な方法で津波避難訓練を実施し、最低でも年1回は訓練に参加してもらうような仕組みができないか検討してもかまわないと思う。

県は、津波避難訓練について、より多くの県民に参加していただくため、どのような働き掛けをしていくのか、また、訓練の実施方法等を工夫する必要があると考えるが、どのような方針で取り組むのか伺う。

【危機管理監答弁】

津波対策について、お答えいたします。

本県では、「地震だ、津波だ、すぐ避難！」を合言葉に、様々な手段を用いて県民の皆様に早期避難の啓発を行うとともに、避難ビルや避難タワーなどの津波避難施設の整備など、長年にわたり津波からの避難体制づくりを進めてまいりました。

東日本大震災直後の緊急津波避難訓練では、およそ8万人が参加するなど、津波避難に対する県民の関心は大変高くなってはおりますが、すべての住民が参加するまでには程遠いのが現実でありますので、取組を更に強化していく必要があると考えております。

明日、3月6日から10日間、「静岡県津波対策推進旬間」が始まります。このなかで、津波避難訓練の統一実施日を3月10日の日曜日として、より多くの方が参加しやすいように配慮したところであります。

この訓練の中では、避難場所までの所要時間を始め、避難経路の危険箇所や避難ビルへの立ち入り方などを、住民一人ひとりが確認していただくよう呼び掛けております。また、各自主防災組織に対しては、その結果を取りまとめ、市町と共に、津波避難における課題の抽出と対策の改善を図るようお願いしているところであります。

本年6月を目途に、第4次地震被害想定公表を予定しておりますが、県といたしましては、その内容を周知する際、県民の皆様に御自分がお住まいの地域の特性や津波の危険性を十分に認識していただくとともに、津波からの避難について自ら判断することの重要性を強く訴えてまいります。

また、自主防災組織単位で、地域の運動会など人の集まる機会に合わせて避難訓練を実施したり、小中学生のいらっしゃる御家庭には、お子様を通じて家族ぐるみでの訓練への参加を促すなど、沿岸市町と連携して具体的な手法を工夫することにより、住民の皆様が、少なくとも年に1回は津波避難訓練に参加する仕組みを構築してまいります。

以上であります。

【再質問要旨】

ベル2の巨大津波、巨大地震に対しては、逃げるということが最大の対策と申し上げたが、先日行われた、静岡県立大学グローバル地域センター主催の公開シンポジウム「TUNAMI」においては、パネリストから、日ごろやっていないことは、本番では決してできることはないという警告が再三発せられていた。このことが印象的であった。

命が懸かっていることで、質問の中でも申し上げたが、ある程度強制的な津波避難訓練を検討することが必要ではないかと思うが、所見を伺う。

【危機管理監答弁】

津波避難対策についての再質問に、お答えいたします。

まさに、議員御提案のとおり、強制的にでもいいから訓練をやっていただきたいというのが、本音でございます。

先ほどの答弁の中でも東日本大震災のあと、それまでは1万人以下であった訓練参加者が一気に8万人まで伸びました。そして、今年、明日から津波対策の旬間ということで対応していきますが、現在までのところ参加予定者が11万人と聞いております。したがって、2年前、全体の避難対象が27万でございますので30%の参加者が、今年何とか40%を得ることができるという状況でございます。

関係の21の市町と協議を進めながら、強制的といわないまでも年に1回は津波避難訓練に参加していただけるような体制を築いてまいりたいと思います。

3 行財政改革について ○外郭団体の統廃合の状況

【質問要旨】

知事のマニフェストの中でおし進められていない項目が見られるが、その中で外郭団体の統廃合の状況についてお伺いする。

マニフェストでは外郭団体の必要性をゼロベースで見直し、4年間で50%の統廃合を目指すとしている。知事就任時に外郭団体は29団体あった。外郭団体の統廃合に向けた検証は外部委員による行財政改革推進委員会に委ねられており、4年間で3団体を廃止したのみで、その率は10.7%と、50%に遠く及ばない。

知事が外部の委員会に検証を委ね、自身がイニシアチブを取ってこなかったことが原因なのではと思わざるを得ず、知事の指導取組は全く弱いと言わざるを得ない。

知事はこの状況を鑑み、4年間の自身の取組をどのように評価しているのか伺う。

【経営管理部長答弁】

行財政改革についてお答えいたします。

外郭団体の統廃合の状況についてであります。総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」では、「行政を代替、補完する外郭団体については、団体の自主性や自立性を確保しつつ、一層効果的で能率的な活用に努める」との方針を示しております。

具体的な取組は、その分野別計画であります。行財政改革大綱により進めており、全団体が運営状況の点検評価を行うほか、団体ごとに見直しの方向性を定め、「行財政改革推進委員会」において進捗状況を検証しているというところでございます。

これらの結果として、大綱で解散の方針を示した3団体が解散し、常勤役職員数につきましては平成21年度の490人から平成24年度には368人となるなど、簡素な組織づくりとより効率

的な運営に向け見直しを進めております。

来年度につきましては、点検評価結果を県議会の皆様方に提供いたしまして、評価の客観性を高めるとともに、既に外部検証を実施した団体についても、見直し状況等を踏まえ、必要に応じて再検証を行うなど、一層の改革に取り組んでまいります。

以上であります。

【再質問要旨】

実際に解散した3つの外郭団体は、廃止と言うよりは、看板の書き換えではないか。そのうち2つの団体は、大変重要な役割を持っており、組織形態の在り方の検討は必要としても、機能すべての廃止という答えは出てこない。

選挙目当ての50%という数字は、パフォーマンスだったのではないか。そうではなく、50%の統廃合が目指すべき目標であったならば、3つの外郭団体の解散のみという結果は、知事のリーダーシップは、まったく弱いと言わざるを得ない。

マニフェストの設定の誤りか、知事のリーダーシップの欠如か、という指摘にどう答えるか、質問する。

【経営管理部長答弁】

東堂議員の再質問にお答えいたします。

行財政改革の中の外郭団体の統廃合についてでございますが、個々の団体をどのように評価するか、どのようにするかということに関しましては、県と、共同出資者等の他の関係者の方々、あるいはまた一般の県民の皆様とは、それぞれ立場が異なるということから、見方が分かれる場合がございます。

そうした中で、県としては、外部有識者の皆様方の客観的な視点によって検証いただき、その意見を見直しのための基準として捉えているということでございます。

このため、団体が解散、合併等、何らかの方針を決める際には、団体自身の理事会の議決が必要であります。県の一存で全ての方向を決定することはできない、ということでございますので、こうしたことから、関係者の皆様とも調整を行いつつ、具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

4 中小企業の省エネ対策支援について

【質問要旨】

我が国の温室効果ガス排出量は、火力発電所の発電量が増加した影響などを受け、23年度の速報値で前年度に比べ3.9%の増加となっており、引き続き、取組を進めていくことが重要であると考えます。

県内では、平成22年度の二酸化炭素排出量のうち、約6割が産業部門や業務部門から排出されていることを考えると、事業所における化石燃料や電力などのエネルギーの使用量を削減する省エ

ネを進めることが、温暖化対策の推進と中小企業のコスト削減にもつながるものと考えている。

企業の省エネ対策を進めるためには、事業所の環境意識を高めることも必要と考える。

中小企業が利用しやすい省エネ対策を支援すべきと考えるが、県の対応を伺う。

【知事答弁】

次に、中小企業の省エネ対策支援についてであります。

県では、温室効果ガス排出量を削減するため、地球温暖化防止条例に基づき、大企業やエネルギー使用量の多い中小企業に温室効果ガス排出削減計画の策定を義務付け、計画的な取組を促進しております。また、条例による義務付けのない中小企業には省エネ診断や省エネセミナーを開催いたしまして、自主的な取組を促してまいりました。

しかし、省エネ診断を実施いたしましても、設備機器の選定や資金の調達方法などの問題から、なかなか省エネ対策の実現に至っていない中小企業もございます。そのために、平成25年度には、技術情報や補助制度等を紹介する相談窓口を設置いたします。そこで、具体的な計画づくりをご支援申し上げたいと存じます。

また、エネルギー使用量の多い中小企業を対象とした温室効果ガス削減対策の補助制度を見直しまして、温室効果ガス排出量を二酸化炭素換算で年間200トン以上削減するという補助要件を撤廃し、小規模でも意欲的な取組を支援してまいります。

さらに、補助対象をエコアクション21(にじゅういち)などの環境マネジメントに取り組むことを条件といたしまして、大企業を除く法人事業者まで拡大します。

東日本大震災以後、新エネルギー等の導入に脚光が集まっておりますが、省エネ対策もエネルギー不足を解消する重要な手段です。

県といたしましては、新しい補助制度の活用などを通じまして、中小企業の省エネ対策を引き続き支援してまいります。

ただの中小企業支援のみならず、基本的にはどちらかというと大きい企業が対象でございますけれども、海外展開の蓋然性が高い、生産性を向上させる最新の設備がある、全国、地域への高い外部経済性が発生することの要件を満たす企業に対しまして、経済産業省の方では、最大2分の1の補助を省エネ工場、設備にくださるというご発表をなさりました。その説明会をこの3月22日に県内で行います。などを通じまして、国との連携も視野に入れまして、補助制度をしっかりと充実してまいりたいと思います。

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁申し上げます。

5 中東遠圏域の勤務医不足について

【質問要旨】

私の地元である中東遠圏域は、平成20年12月末には、人口10万人あたりの医師数が113.5人と県内でも最も少なく、地域医療提供体制の維持が難しくなっていた。

このような危機的状況に対応するため、県では、平成21年度から25年度までの五箇年の中東遠地域医療再生計画を策定し、地域医療提供体制の再生に取り組んでいる。

現在、この計画に基づき、地域が一丸となって、地域医療提供体制の再生に取り組んでおり、中東遠圏域の人口10万人あたりの医師数は、平成22年12月末には123.4人へと大幅に改善している。

しかしながら、隣接する西部圏域の228.1人と比較すると大きく下回っており、依然として厳しい状況が続いている。

現在取り組んでいる中東遠圏域の地域医療再生計画について、平成25年度の最終年度を迎えるに当たり、これまでの取組の成果と、それを踏まえて医師確保などを今後どのように進めていくのか伺う。

【健康福祉部長答弁】

中東遠圏域の勤務医不足についてお答えいたします。

県では、平成21年度に地域医療再生計画を策定し、中東遠圏域の医療機能の充実を実現するため、基幹病院を中心とした医療提供体制の整備と連携の強化に取り組んでまいりました。

具体的には、がん診療連携拠点病院である磐田市立総合病院への腫瘍センターの整備や、本年5月に開院する中東遠総合医療センターへの循環器・脳卒中センターの整備を行うとともに、地域の病院と診療所を補完する家庭医療センターの整備を行ってまいりました。さらに、圏域内の公立病院の連携強化を図るため、ITを活用した情報共有システムの導入を進めております。

こうした取組の結果、従来は圏域外に頼っていた、がんを始めとする3大疾病の治療や救急医療について圏域内の病院で対応できるようになるなど、医療提供体制が着実に強化されつつあります。

また、医師確保につきましても、医療機能の充実と魅力ある研修環境が整備された磐田市立総合病院や家庭医療センターには、県内外から50人以上の若手医師が集まり、着実に成果が上がっており、これから開院を迎える中東遠総合医療センターにおいても多くの若手医師が集まるものと期待しております。

県といたしましては、来年度が計画の最終年度に当たりますことから、家庭医養成や後方支援病院の整備などの事業を確実に実施するとともに、専門医研修プログラムの充実や医学修学研修資金修学生の配置などにより、中東遠圏域の医師確保を引き続き支援してまいります。

以上であります。

6 掛川地区に新設する特別支援学校について

【質問要旨】

掛川地区に新設される特別支援学校については、スロープやエレベータなどの施設面はもちろんのこと、ソフト面においても、障害に応じた専門性のある教員の配置についてなど、障害に応じた専門性の高い教育が行われるための配慮がされるべきだと考えるが、この点についてどのような対応を考えているのか、対象となる児童生徒や、想定している学校の規模、ハード面を含めた整備方針について、現在の整備の進捗状況とともに伺う。

また、この掛川地区の特別支援学校が新設されることにより、袋井特別支援学校の狭隘化の解消や通学負担の軽減といった課題に対する改善効果はどうかを伺う。

【教育長答弁】

掛川地区に新設する特別支援学校についてお答えいたします。

新設いたします特別支援学校は、知的障害や肢体重複障害のある児童生徒を対象として、小学部・中学部・高等部を設置し、児童生徒数は180人程度を想定しております。

現在、基本設計を進めており、スロープやエレベーターを設置するなど、障害のある児童生徒が学びやすく、また、光を採る採光の工夫や県産材を使用することにより、明るく、ぬくもりのある校舎を整備する予定であります。

また、教職員による日々の実践と研修のほか、掛川市が隣接地に整備を予定しております重症心身障害児(者)の通所施設や医療・保健・介護など各分野の専門施設との連携を深めることで、児童生徒一人ひとりの障害の特性に応じた専門性の高い教育が実施できるよう努めてまいります。

掛川地区の特別支援学校の新設により、袋井特別支援学校では、児童生徒数の適正化により狭隘(あい)化が解消されるとともに、転入する児童生徒にとっては、スクールバスの通学時間が最大40分程度短縮されるなど、教育環境の大幅な改善が図られるものと考えております。

以上であります。